

「八尾市男女共同参画センター事業」委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

本市では、男女共同参画センターを拠点施設として、性別にかかわらずすべての人が活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みを行っているが、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、周知・啓発や相談業務等、事業展開の充実が求められている。

女性が自ら目標を探し、自分らしく活躍することを後押しするためには、これまで働きかけができていなかったターゲット層に対して効果的に働きかけを行うとともに、時代の潮流や市民ニーズを踏まえた即効性のある取り組みが必要であることから、事業者のノウハウを活かした実践的な事業提案を求めるものである。

2 提案に係る業務内容等

(1) 業務名

「八尾市男女共同参画センター事業」委託業務

(2) 業務の概要

別添 「八尾市男女共同参画センター事業」委託業務仕様書のとおり

(3) 業務委託期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

(4) 委託料上限額

「八尾市男女共同参画センター事業」の委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は下表のとおりとする。

なお、委託料上限額及び各小計の金額を超える経費見積金額が提案された場合は、失格とする。

「八尾市男女共同参画センター事業」		委託料上限額	6,838,067円
内 訳	(1) 八尾市男女共同参画センター受付管理運營業務	小計	2,611,928円
	(2) 啓発事業企画運營業務		
	(3) 女性相談業務		
	(4) 女性のための特設法律相談業務	小計	4,226,139円
	(5) 孤独や不安を抱える女性への支援業務		

3 応募資格

下記の(1)から(8)までのすべての項目を満たしている者とする。

- (1) 特定非営利活動法人等の非営利団体であること。(本事業の一部は、令和4年度地域女性活躍推進交付金(つながりサポート型)の採択を受けて実施する事業であるため。)
- (2) 過去に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と類似の業務契約の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく申立てがなされていない者であること。
- (5) 八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 八尾市財務規則(昭和39年八尾市規則第33号)第98条の規定に該当する者であること。

- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

4 スケジュール

No.	内 容	期 限 等
1	申込期間	令和4年7月21日(木)～8月10日(水)17時必着
2	質問受付期間	令和4年7月21日(木)～7月29日(金)17時必着
3	質問の回答期限	令和4年8月3日(水)
4	プレゼンテーション実施要請通知	令和4年8月16日(火)
5	プレゼンテーション審査日	令和4年8月18日(木)午後
6	受託者選定結果を通知	令和4年8月25日(木)
7	契約の締結	令和4年10月1日(土)

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書等に関する質問は、下記により受け付け、回答する。

(1) 受付期間

令和4年7月21日(木)～7月29日(金)17時必着

(2) 質問方法

質問書(様式4)を記入の上、電子メールにて提出することとし、電話や口頭による質問の受付は行わない。

なお、質問を行った場合は、受信確認のための電話連絡を行うものとする。

※件名は、「八尾市男女共同参画センター事業」とし、本文には「事業者名、担当者名、電話番号」を明記してください。

(3) 質問書提出先

E-mail : jinkenseisaku@city.yao.osaka.jp (八尾市人権ふれあい部人権政策課宛)

(4) 回答方法

令和4年8月3日(水)までに、本市ホームページ上に回答を掲載する。

6 参加申込書及び資格確認書類の提出

応募者は、下記により参加申込書及び企画提案書等を提出すること。

(1) 参加申込書等の提出

応募者は、下記の書類①～⑥を各1部提出すること。なお、「令和4年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿(物品、委託・役務等)」に登録されている事業者は、※印の書類の提出は要しない。

- ① 参加申請書(様式1)
- ② 誓約書(様式1-1)
- ③ 事業者概要(様式2)

④ 納税証明書（その3の3）（写し可）※

⑤ 法人登記簿謄本（写し可）※

⑥ 印鑑証明書（写し可）※

（2）企画提案書等の提出

企画提案に関する①～③の書類を記載のとおり必要部数提出すること。

① 企画提案書かがみ（様式3） 1部

② 企画提案書（様式3-1～様式3-9） 原本1部+副本7部

・企画提案書は定めた様式を使用し、作成すること。

・企画提案書には、事業者名等の事業者が特定される内容は記入しないこと。

③ 提案概要書（自由様式） 原本1部+副本2部

・提案概要書は、表紙を除いた5ページ以内とし、A4縦版であれば様式を問わない。

・提案概要書には、企画提案書（様式3-2～様式3-8）の提案内容の概要を記載すること。

・提案概要書には、事業者名等の事業者が特定される内容は記入しないこと。

（3）受付期間

令和4年7月21日(木)～8月10日(水)17時必着

なお、開庁時間は8時45分～17時15分まで、土・日・祝日は休庁のため注意すること。

（4）提出方法

上記（1）（2）の書類を、持参もしくは郵送（書留、簡易書留、特定記録郵便に限る）により提出することとし、電子メール・FAXでの提出は不可とする。

また、郵送後は、翌日までに書類提出した旨を電話連絡を行うものとする。

（5）提出先

八尾市人権ふれあい部人権政策課（八尾市役所本館3階）

住所：〒581-0003 八尾市本町1-1-1 八尾市役所内

（6）プレゼンテーション実施要請通知

令和4年8月16日(火)

（7）失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ この要領で指定する様式、記載上の留意事項で示された条件に適合しないもの

ウ 同一事業者から2件以上の提案があった場合

エ 委託料上限額及び各小計の金額を超える経費見積金額が提案された場合

オ 選考における配点合計点が60%に満たない場合

カ 選考における配点が0点の項目が2項目以上ある場合

キ 虚偽の内容が記載されている場合

ク 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ケ その他あらかじめ指示した事項に違反した場合

（8）注意事項

・企画提案書等作成のために生じた諸費用は、全て応募者の負担とする。

・提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

・提出書類は本件に係る受託候補者選定の選定目的にのみに使用し、他の目的には使用しない。

- ・提出書類の著作権は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ・八尾市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、提出書類を対象文書として公開する場合があります。事業者の技術等の公開になじまない内容は、応募者の判断により企画提案書へは記載せず、プレゼンテーション時の提案としても差し支えない。
- ・応募者が1者の場合でも、選定基準に照らして選定委員会において総合的に評価を行う。
- ・選考の結果、合計点が同じ者が2者以上ある場合は、「A提案内容」の得点が高い者を「事業受託候補者」として選定し、「A提案内容」の得点も同じ場合は「令和4年度 地域女性活躍推進交付金を活用した事業」の得点が高い者を、その得点も同じ場合は、「Cプレゼンテーション審査」の得点が高い者を「事業受託候補者」として選定する。
なお、「Cプレゼンテーション審査」も同じ場合は、選定委員の議決により「事業受託候補者」を選定するものとする。

7 参加申請書提出後の辞退について

参加申請書提出後、辞退する場合は、「参加辞退届」（様式5）を記入し、上記同様、持参か郵送（書留、簡易書留、特定記録郵便に限る）で提出すること。

なお、参加辞退届を提出後は、いかなる理由があっても、本プロポーザルへの参加は認めない。

8 プレゼンテーション審査

プレゼンテーション参加者から受託候補者を選定します。

（1）プレゼンテーション審査方法

①審査項目及び評価内容

別紙 「八尾市男女共同参画センター事業」受託候補者選定基準表のとおりとし、120点満点採点を行う。

②日程・場所

日 程 令和4年8月18日（木）午後

場 所 八尾市役所本館8階 第2委員会室

※開始時間は参加申請者によって異なるため、詳細は別途通知します。

③実施方法

ア. 提案様式に基づく提案内容の説明を行うものとする。

イ. プレゼンテーションは1事業者あたり30分（説明20分、質疑応答10分）以内とする。

ウ. 追加資料は認めない。

エ. 参加者は、1事業者あたり2名までとする。

④注意事項

新型コロナウイルスの感染拡大状況により、プレゼンテーション審査の延期や書類審査のみで選考する可能性がある。

（2）プレゼンテーション審査結果

審査結果は、令和4年8月25日（木）に参加者全員に郵送で通知するとともに、本市のホームページ上で公表する。なお、審査内容や結果についての異議は認めない。

9 契約の締結

受託候補者と本市が協議し、委託業務に係る仕様を確認したうえで、契約を締結することとする。
また、仕様書は提案書の内容に基づくものとするが、受託候補者と本市との協議により最終決定するものとする。

10 契約保証金

契約保証金は契約金額の 5/100 以上とし、利子は付かない。なお、八尾市財務規則第122条の規定に該当するときは、契約保証金を免除する。

11 問合せ先

〒581-0003 八尾市本町1-1-1 八尾市役所内
八尾市人権ふれあい部人権政策課

担当：藤田・村田

TEL：072-924-3830（直通）

FAX：072-924-0175

E-mail：jinkenseisaku@city.yao.osaka.jp

		審査項目	配点
A 提案 内容	業務実績等	優れた類似業務実績があり、本事業に活かすことができるか。	10点
	業務執行体制及び組織体制	適切な人員の配置及び組織体制が作られているか。	10点
	社会的役割	拠点施設としての社会的役割と具体的な内容が示されているか。	10点
	事業展開、役割認識	事業展開が工夫され、受託者としての役割が認識されているか。	15点
	情報発信、広報活動	認知度向上に向けた取り組み、ホームページやSNSでの情報発信の工夫が示されているか。	10点
	啓発事業企画運営事業	効果的な啓発事業提案がされているか。	10点
	女性相談	課題認識が適切に行われ、関係機関等との連携や課題解決に向けた手法が示されているか。	15点
B 見積額	見積額	見積額が妥当かどうか。	10点
C プレゼンテーション審査	業務内容、提案内容に対する理解度及び積極性	質疑に対する応答が明快かつ的確に応えられ、企画提案に関する積極性が感じられるか。	10点
小計			100点
D 令和4年度女性活躍推進交付金対象事業	孤独や不安を抱える女性への支援業務	関係機関との連携や成果のイメージができ、利用者の掘り起こしや新たなターゲットに向けたアプローチなどが提案されているか。また、相談員の業務提案が行われているか。	20点
小計			20点
合計			120点